

給与所得者異動届出書(一括徴収)の記入例

* 退職後、未徴収分を事業所が一括徴収して納付する場合

年税額
120,000円

月割額	
6月	10,000
7月	10,000
8月	10,000
9月	10,000
10月	10,000
11月	10,000
12月	10,000
1月	10,000
2月	10,000
3月	10,000
4月	10,000
5月	10,000

株式会社なんじょう〇〇が
徴収した分(徴収済分)
一括徴収する分(徴収した日の属する
月の納付期限までに納付)

給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず(一括徴収した場合においても)提出して下さい。
◎この異動届出書は、コピーして使用していただいても結構です。右の※印の欄には記入しないでください。

令和〇年〇月〇日	給与特別徴収義務者(給与者)	住所(居所)又は所在地	郵便番号	〒901-1292 沖縄県南城市大里字〇〇〇〇番地
南城市長殿	フリガナ	フリガナ	フリガナ	カブシキガイシャ ナンジョウ〇〇
	名称	名称	名称	株式会社 なんじょう〇〇 (印)
	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号	111111111111111111
フリガナ	南ジョウ タロウ	生年月日	特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済税額
氏名	南城 太郎	〇〇年〇月〇日	120,000	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
受給者番号				6 月分から
個人番号	2222222222222222			11 月分から
1月1日現在の住所	沖縄県南城市大里字〇〇〇〇番地			10 月分まで
現住所	同上			5 月分まで
			50,000 円	70,000 円

※CD	現年度	
※理日	新年度	
	旧年度	
特別徴収義務者指定番号	123456789	
宛名番号(注1)	1	
連絡者	係	総務課 給与係
	氏名	南城 一郎
	TEL	(098)〇〇〇-〇〇〇 (内線)
異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
〇〇年〇月〇日	1 退職	A. 特別徴収継続
	2 転勤	B. 一括徴収
	3 休職	C. 普通徴収
	4 長欠	
	5 死亡	
	6 会社解散	Cを〇で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を〇で囲んでください。
	7 住所誤報	

C 普通徴収
※未徴収額を本人が支払う。
※南城市より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

B 一括徴収
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。
一括徴収した税額は 11 月分まで納入する
(12 月 10 日納入)
給与又は退職手当等の支払予定日 一括徴収予定額(ウ)と同額 異動者印
〇月〇日 70,000 円

A 特別徴収継続(転勤・再就職)
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与等から徴収する。
特別徴収義務者指定番号
新特別徴収義務者
所在地
フリガナ
名称
個人番号又は法人番号
連絡者
係
氏名
TEL () (内線)
月割額 円を 月分から徴収し納入する。

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
2,000,000 円	0 円
社会保険料額	勤続年数
130,000 円	1年2ヵ月

- 場合の理由
1. 異動の日が6月1日から12月31までの間で、本人から申出がないため。
 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
 3. その他 理由 ()
- ご注意
1. 「宛名番号」の欄には(特別徴収税額通知書)に記載された宛名番号を記入してください。
 2. 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上記の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
 3. 新勤務先ではA特別徴収継続の欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村に送付してください。
 4. 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

異動届出書を記入後、南城市役所税務課へ郵送または窓口で提出。